

○帯広市アイヌ施策推進地域計画新旧対照表

令和7年3月19日認定

改正後				改正前			
帯広市アイヌ施策推進地域計画				帯広市アイヌ施策推進地域計画			
1～2 (略)				1～2 (略)			
3 アイヌ施策推進地域計画の目標				3 アイヌ施策推進地域計画の目標			
(3)数値目標				(3)数値目標			
事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業	事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
KPI	リウカリーフレット消費枚数	古式舞踊の観客数 (講演会観客数含む)	エカシ・フチ聴取記録の帯広アイヌ協会会員閲覧者数	KPI	リウカリーフレット消費枚数	古式舞踊の観客数 (講演会観客数含む)	エカシ・フチ聴取記録の帯広アイヌ協会会員閲覧者数
令和7年度 (基準年度)	—	450人	—	令和7年度 (基準年度)	—	450人	—
令和8年度	—	630人	8人	令和8年度	500枚	630人	8人
令和9年度 (中間目標)	500枚	800人	11人	令和9年度 (中間目標)	550枚	800人	11人
令和10年度	550枚	1,040人	17人	令和10年度	600枚	1,040人	17人
令和11年度 (最終目標)	600枚	1,170人	22人	令和11年度 (最終目標)	650枚	1,170人	22人
4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項				4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項			
4-1 観光の振興その他の産業の振興に資する事業				4-1 観光の振興その他の産業の振興に資する事業			
■アイヌ文化観光コンテンツ化事業				■アイヌ文化観光コンテンツ化事業			

改正後	改正前
<p>伝承されてきたアイヌ古式舞踊の観光コンテンツ化を推進し、地域住民や観光客等の旅行者に、地域特有のアイヌの歴史と文化に触れ、理解を深める機会を提供する。</p> <p>なお、常設舞台での舞踊披露に向け、令和7年度は帯広アイヌ古式舞踊披露の担い手の確保等の体制づくり・国内外に向けてプロモーションを行うとともに、アイヌ文化ガイド等の育成を行い、各ターゲット（地域住民・高付加価値層やAT層・教育旅行）向けの公演を開催し、新たなナイトタイムエコノミー、アドベンチャーツーリズムを見据えた観光コンテンツとして質の向上を図った。</p> <p>5（略）</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1)地域・産業振興事業 事業内容：4-1と同じ 事業期間：令和7年度～令和11年度 事業費：26,500千円</p> <p>7～10（略）</p>	<p>常設舞台での舞踊披露に向け、令和7年度は帯広アイヌ古式舞踊の担い手の確保等の体制づくり・国内外に向けてプロモーションを行うとともに、アイヌ文化ガイド等の育成を行い、各ターゲット（地域住民・高付加価値層やAT層・教育旅行）向けの公演を開催し、新たなナイトタイムエコノミー、アドベンチャーツーリズムを見据えた観光コンテンツとして質の向上を図っていく。</p> <p>5（略）</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1)地域・産業振興事業 事業内容：4-1と同じ 事業期間：令和7年度～令和11年度 事業費：27,000千円</p> <p>7～10（略）</p>

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

帯広市アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道帯広市

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

帯広市には、「帯広アイヌ協会」をはじめ、アイヌ民族の古式舞踊の保存伝承活動を行う「帯広カムイトウウポポ保存会」、アイヌ子弟の私塾である「とかちエテケカンパの会」、十勝におけるアイヌ文化の保存伝承、発展を図る「特定非営利活動法人トカプチアイヌ協会」などアイヌ関連団体が存在する。また、アイヌ民族にかかわる施設として、アイヌの人々の活動拠点である「帯広市生活館（愛称：ふくろうの館）」やアイヌ民族の情報を収集・発信しているアイヌ民族情報センター「リウカ」がある。

帯広市は、アイヌの人たちに関する施策を総合的に推進するために、平成7年12月に全国の市町村に先駆けて「帯広市ウタリ総合福祉推進計画」（平成8年度～平成16年度）を策定し、平成17年2月には、計画の一部に修正を加え、計画期間を延長して「帯広市アイヌ施策推進計画」（平成17年度～平成21年度）と名称を変更し、アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上を図るための施策を総合的に進めてきたところである。令和2年3月には「第三期帯広市アイヌ施策推進計画」（令和2年度～令和6年度）を、令和7年3月には「第四期帯広市アイヌ施策推進計画」（令和7年度～令和11年度）を策定し、それまでの取り組みの方向を維持しつつ、アイヌ民族の理解促進、文化の振興などに取り組んできた。

アイヌ関連団体の活動や本市の施策の展開により、市民の関心は高まりつつあるものの、アイヌ文化に関する理解は十分に浸透しているとは言えず、また、伝統や文化の保存伝承を進めてきたアイヌ関連団体の高齢化や活動等への関わりの希薄化が課題としてある。

このため、市民のアイヌ民族についての理解を深めるためのアイヌ文化に触れられる機会の拡大やアイヌの人々によるアイヌ文化の保存伝承活動を促進する取り組みなどが必要である。

【アイヌ関連団体】

- ①帯広アイヌ協会（設立：昭和21年3月 代表者：笹村 昭義 会員数：55人）
- ②帯広カムイトウウポポ保存会（設立：昭和39年 代表者：酒井 奈々子 会員数：35人）
- ③とかちエテケカンパの会（設立：平成2年 代表者：木村 マサエ 会員数：300人）
- ④特定非営利活動法人トカプチアイヌ協会（設立：平成26年4月 代表者：笹村 昭義 会員数：10人）

※会員数はいずれも令和7年1月1日現在

【アイヌ関連施設】

- ①帯広市生活館

所在：帯広市柏林台東町2丁目2番地

現況：平成10年4月1日開館。令和5～6年度改修工事を実施。アイヌ工芸品の常設展示や文化交流イベント等を行い、地域住民とアイヌの人々の交流の場となっている。また、アイヌの人々の様々な活動の拠点となっている。

②アイヌ民族文化情報センター「リウカ」

所在：帯広市緑ヶ丘2番地 帯広百年記念館内

現況：平成18年1月開設。アイヌ関連の資料を展示している。

(2)アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌの伝統文化・技術の継承と市民への理解促進を図ることにより、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指す。

(3)数値目標

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
KPI	リウカリーフレット消費枚数	古式舞踊の観客数 (講演会観客数含む)	エカシ・フチ聴取記録の帯広アイヌ協会会員閲覧者数
令和7年度 (基準年度)	—	450人	—
令和8年度	—	630人	8人
令和9年度 (中間目標)	500枚	800人	11人
令和10年度	550枚	1,040人	17人
令和11年度 (最終目標)	600枚	1,170人	22人

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■リウカリーフレット作成事業

リウカ事業の広報や、外国人観光客対応のためのリーフレットを作成する。

■アイヌ文化観光コンテンツ化事業

伝承されてきたアイヌ古式舞踊の観光コンテンツ化を推進し、地域住民や観光客等の旅行者に、地域特有のアイヌの歴史と文化に触れ、理解を深める機会を提供する。

なお、常設舞台での舞踊披露に向け、令和7年度は帯広アイヌ古式舞踊披露の担い手の確保等の

体制づくり・国内外に向けてプロモーションを行うとともに、アイヌ文化ガイド等の育成を行い、各ターゲット（地域住民・高付加価値層やAT層・教育旅行）向けの公演を開催し、新たなナイトタイムエコノミー、アドベンチャーツーリズムを見据えた観光コンテンツとして質の向上を図った。

4-2 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■アイヌコミュニティ活性化事業

エカシ・フチから、知見や過去の経験等のほか伝統文化や技術について聴き取りを行い、アイヌの若者や地域住民に共有することで、これらの継承を促すほかアイヌ文化への理解促進を図り、ひいてはアイヌ関連団体の育成・活動・交流の促進、アイヌの人たちの社会的・経済的な地位の向上及び地域住民との交流を図る。

5 計画期間

2025年（令和7年）4月1日から2030年（令和12年）3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 地域・産業振興事業

事業内容：4-1と同じ

事業期間：令和7年度～令和11年度

事業費：26,500千円

(2) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-2と同じ

事業期間：令和7年度～令和11年度

事業費：3,370千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■4-1に記載する事業は、地域におけるアイヌ文化の情報発信や学習機会の充実を図ることで、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものである。また、アイヌ文化関連の観光施策を実施することにより、アイヌ文化の保全とアイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-2に記載する事業は、古老の知見・経験、伝統文化・技術をアイヌの若者や地域住民に共有、継承を図ることにより、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2)反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4に記載の事業については、帯広市が直接又は委託により実施するものであるが、帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）に基づき、暴力団及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから、それぞれ反社会的勢力等の関与の可能性は認められない。

(3)円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6に記載の事業については、それぞれ市の事業担当部署において事業者を特定もしくは想定をしており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、それぞれ市の事業担当部署において特定もしくは想定をしている事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、帯広アイヌ協会より意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1)目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIについて、実績値を公表する。また、市の事業担当部署とアイヌ関連団体とで実施する帯広市アイヌ施策連絡会議により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映させる。

(2)目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度帯広市アイヌ施策連絡会議による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3)目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、市公式ウェブサイトにて公表。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
なし

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

①当該事業の概要

帯広市内を流れる伏古別川には昭和28年頃まで毎年さけが遡上しており、この川辺に住むアイヌ

の人々は「マレック」を用いてさけを獲て、貴重な食料としていた。

帯広アイヌ協会ではアイヌ文化の再現・保存・伝承を目的として、アイヌの人々や多くの子どもたちにマレック漁を体験するためのイベントを毎年開催している。当日はマレック漁の安全・豊漁、行事が無事終わることを神々に祈るカムイノミ、古式舞踊の奉納も実施し、漁獲したさけは、帯広市アイヌ生活文化展や伝統的アイヌ料理実習体験事業等に使用する。

②実施主体

帯広アイヌ協会（住所：帯広市柏林台東町2丁目2番地5、代表者氏名：笹村 昭義）

③採捕の区域

帯広市伏古別川の水辺の楽校内の区域（別紙位置図参照）

④採捕の期間

9月頃から11月頃まで

⑤採捕する水産動物の種類及び数量

種類：さけ

数量：30尾／年程度

⑥使用予定漁具

種類：マレック

規模：200～300cm

数量：5本

漁法：鉤^{かぎ}によるアイヌ民族伝統漁法（別添資料参照）

⑦予定する採捕従事者

帯広アイヌ協会会長ほか100名程度

⑧使用予定船舶

なし

⑨関係者との事前調整状況

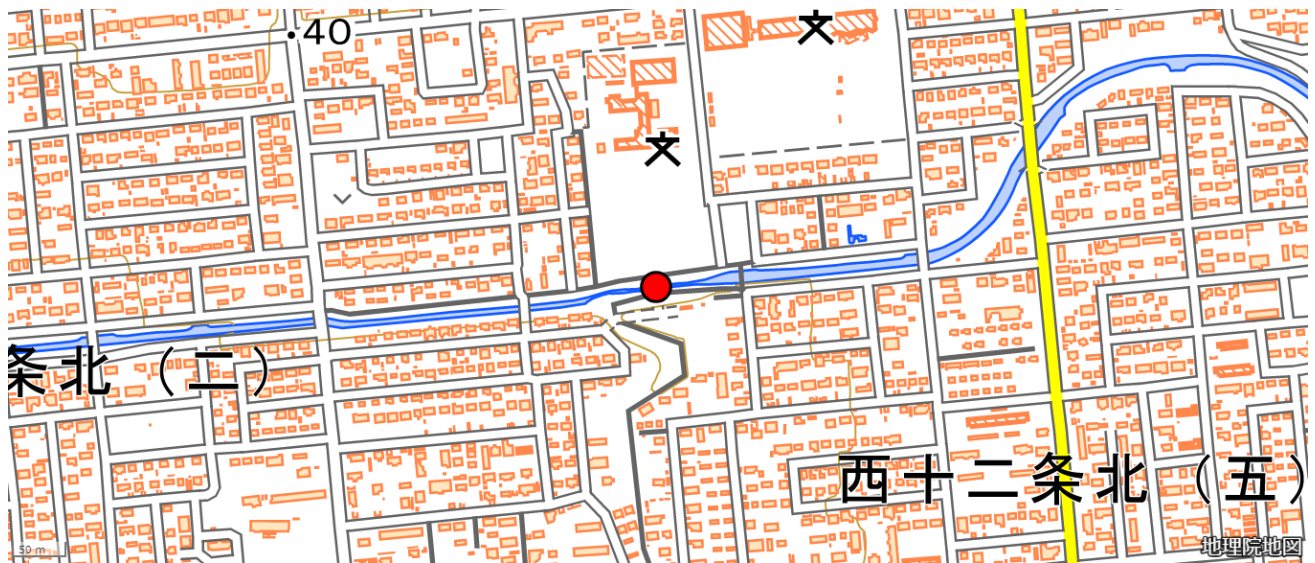
・十勝釧路さけ・ます増殖事業協会

令和7年1月8日に計画の概要を説明し、内容について了承を得ている。

別紙

■採捕の区域 位置図

帯広市西14条北6丁目地先 伏古別川水辺の楽校



別紙

■使用予定漁具 資料

【マレック】

アイヌがさけを獲るときに使用する代表的な漁具。長さは200～300cm。先端の鉄の部分、それを取り付ける台木、台木を縛り付ける柄の3つの部分からなる。先端の鉄の部分はさけを突き刺す「鉾^{もり}」とさけを水面から引き上げるための「鉤^{かぎ}」の役割を果たす。



【参考】

右の写真はイサパキクニという道具。

この棒でさけの頭をたたくことで、その靈魂が神のもとへ帰るとされている。

